


県政調査計画書

平成 30 年 12 月 18 日

県議会議長 桐生 秀昭 殿

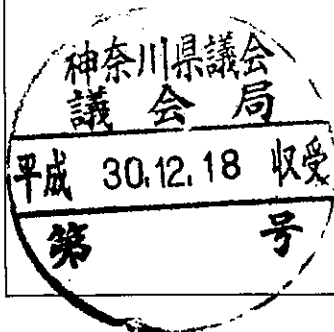
会派名 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

団長名 てらさき 雄介 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 浦道 健一 (団 員) 山口 ゆう子 てらさき 雄介 いとう 康宏
2 調査目的	公営企業が子育て支援に取り組んでいる事例、高齢者及び障がい者の再犯防止に取り組んでいる事例、里親委託率を高い水準で維持することに取り組んでいる事例、伝統工芸産業の活性化に取り組んでいる事例、公契約条例の制定により公契約における透明性・競争性の確保等に取り組んでいる事例を調査することにより、本県の今後の施策の推進に資することを目的とする。
3 調査期間	平成31年 2 月 4 日～平成31年 2 月 5 日
4 調査地	富山県、滋賀県、愛知県
5 調査項目	<p>(1) 売電収益を活用した子育て支援の取組について 富山県企業局は、今年度から、電気事業の収益を活用し、県内の子育て世帯を応援する取組を始めている。少子化に伴う人口減少対策として、子育て支援のため、売電収入から生まれる利益の一部を子どもが多い家庭に還元する取組である。 公営企業として全国初と言われている子育て支援の取組を調査することにより、本県の子育て支援施策の参考とする。</p> <p>(2) 高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について 滋賀県では、万引などを繰り返す高齢者や障がい</p>



者が増加していることから、今年度から、更生を手助けする保護司と協力し、刑務所での服役を終えた出所者と事業所をつなぎ、就労につなげることで再犯防止を図る取組を始めている。

この取組の経緯や実施状況等を調査することにより、本県における高齢者・障がい者の再犯防止の取組の参考とする。

(3) 里親委託の取組について

滋賀県では、社会福祉法人への委託等により、里親委託を積極的に推進しており、全国的に見て高い水準の里親委託率を維持している。

滋賀県における里親委託の取組について調査すると共に、滋賀県から委託を受けて里親制度に携わっている社会福祉法人も視察することにより、本県における里親制度の推進の参考とする。

(4) 「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について

愛知県では、今年度から、伝統工芸品産地の活性化のため、伝統工芸品の製造や販売を行っている企業の販路開拓をマーケティングの専門家が支援する取組を行っている。

伝統工芸品は、時代の流れや生活様式の変化、海外からの安価な輸入品等の普及などにより、年々需要が低迷しており、伝統工芸産業を支援する取組を調査することにより、本県における伝統工芸品産地の活性化の参考とする。

(5) 公契約条例の制定について

愛知県では、公契約における透明性・競争性の確保、工事やサービスの質の向上、労働環境の整備等を目的として、平成28年に公契約条例を制定している。

公契約条例の制定の経緯、運用状況、課題等を調査し、本県における公契約条例の制定に向けて参考とする。

6 経費の概算額	一人当たりの議員経費・・・・・・・・	71,240円
	内訳 交通費	54,500円
	宿泊費	16,500円
	雑費	240円
	合計	71,240円

\* 日程表を添付する。

## 県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関 (所要時間)	調査箇所及び調査内容
1	2/4 (月)	富山県	午前  午後	公共交通機関等  公共交通機関等	移動(北陸新幹線:東京駅→富山駅)  ■ 富山県庁 ・売電収益を活用した子育て支援の取組について
2	2/5 (火)	滋賀県	午前	公共交通機関等  公共交通機関等	■ 滋賀県庁 ・高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について ・里親委託の取組について  ■ 社会福祉法人小鳩会 ・里親委託の取組について
		愛知県	午後	公共交通機関等  公共交通機関等	■ 愛知県庁 ・「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について ・公契約条例の制定について  移動(東海道新幹線:名古屋駅→新横浜駅)

## 県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長) 浦道 健一 (団 員) 山口 ゆう子    たらさき 雄介    いたう 康宏
---------	---

## 1 要領 2 (1)の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員 1 人当たり 100 万円以内	議員 1 人当たりの経費は 71,240 円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1 日につき午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査実施 移動日は 1 箇所以上調査実施	移動日については、1 箇所以上、 それ以外の日については午前及び 午後それぞれ 1 箇所以上調査を 実施する行程となっている。	適

## 2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	<p>(1) 売電収益を活用した子育て支援の取組について 本県の合計特殊出生率及び希望出生率は全国に比べ低い水準で推移しており、三浦半島地域や県西地域は既に人口減少が始まっている。この状況を改善するには、県民の子育て環境の充実を着実に進めていくことが必要である。 そのような中で、公営企業による子育て支援という先進的な取組を調査することは、本県の取組の参考となるものである。</p> <p>(2) 高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について 平成 28 年に再犯防止推進法が施行され、国では、刑務所出所者等の就業機会の確保や就業継続を図るために必要な施策を講ずるとし、本県においても、地域の実情に応じた同様の施策を講ずることが求められていることから、服役を終えた高齢者・障がい者の収入面を安定させることで、再犯を防ぐ取組を調査することは、本県の取組の参考となるものである。</p>

区 分	所 見
<p>① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。</p>	<p>(3) 里親委託の取組について  国では、平成28年の児童福祉法改正によりできるだけ早期に「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが必要であるとしている。本県においても、里親家庭で生活する子どもを増やすため、平成27年に「里親センターひこばえ」を設立し、里親制度の推進に取り組んでいる。  社会福祉法人との連携により積極的に里親委託に取り組み高い水準の里親委託率を維持している滋賀県の取組を調査することは、本県における里親制度の推進の参考となるものである。</p> <p>(4) 「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について  本県には、伝統的工芸品に指定されている鎌倉彫、箱根寄木細工、小田原漆器のほか、大山のこま、津久井のくみひも、横浜スカーフなど、歴史のある工芸品が数多くあり、これらはかながわの名産100選にもなっている。  販路開拓等により伝統工芸品産業を支援する取組を調査することは、本県の伝統工芸品産地の活性化の参考となるものである。</p> <p>(5) 公契約条例の制定について  本県では、平成26年の「公契約に関する協議会」からの報告を受け、条例制定の課題の検討や調査に取り組んでいる。このような中で、近年公契約条例を制定した愛知県において、制定の経緯や課題等を調査することは、本県における取組の参考となるものである。</p>
<p>② 調査の実施時期が時宜を得たものか。</p>	<p>(1) 売電収益を活用した子育て支援の取組について  人口減少に歯止めをかけることは、本県の「神奈川県人口ビジョン」において、克服すべき課題とされ、県を挙げて取組を進めていかなければならないとされていることから、人口減少対策の取組を調査することは、時宜を得たものである。</p> <p>(2) 高齢者・障がい者の再犯防止のための取組について  本県においては、平成30年度中に再犯防止推進計画を策定する予定であり、再犯防止に取り組んでいく必要があることから、再犯防止に関する先進事例を調査することは時宜を得たものである。</p>

区分	所見
<p>② 調査の実施時期が時宜を得たものか。</p>	<p>(3) 里親委託の取組について  国では、都道府県に対し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定するよう求めている。その計画の中で、数値目標と達成期限を設定することとされており、さらなる取組の推進が求められていることから、里親委託の取組を調査することは、時宜を得たものである。</p> <p>(4) 「伝統工芸産業ブラッシュアップ事業」について  多くの歴史ある伝統工芸品を抱える本県においては、伝統工芸品産地の活性化は重要な課題である。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会も控えており、本県の伝統工芸品をアピールできる機会であることから、伝統工芸産業を支援し、活性化させるための取組を調査することは、時宜を得たものである。</p> <p>(5) 公契約条例の制定について  本県では、公契約条例の制定を視野に入れ、検討や調査を継続しており、今後は先進事例の良い点などを集めた公契約条例を制定することが求められることから、他県の公契約条例の制定の経緯、運用状況、課題等を調査することは、時宜を得たものである。</p>
<p>③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。</p>	<p>各分野において、今後の本県における施策に活用していくためには、現地に赴き、担当職員等から具体的かつ詳細に調査及び聴取しなければ調査目的を達成することができないものである。</p>
<p>④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。</p>	<p>調査箇所、行程、経費等は、県政調査実施要領の基準を満たし、妥当なものである。</p>